

苦情等事案6件及び委員意見1件の検討結果について

	No.	局所	苦情内容等	検討結果
苦情	1	群馬	<p>平成22年4月7日に車検の有効期間が切れるため、同年3月中に修理工場で車検を受けて車検証の交付を受けた。その際、修理工場から「4月に自動車重量税が安くなるが、3月中に車検を受けて多く納税しても後で還付される」と聞いていた。しかし車検証が交付された後で群馬運輸支局に確認したところ自動車重量税は、車検証が交付されるまでに納税しなければならないもので、還付はないとの回答であった。車検可能な同一期間内において、自動車重量税額が異なることに納得できない。</p>	<p>前回の推進会議の結果を踏まえ、当局が関係機関に事情を聴取したところ、このようなケースは通常起こり得ないことと考えられるが、今後、自動車重量税の改定があった場合に、本件のようなトラブルが発生することも想定されうることであったため、制度の周知を図る等何らかの方策を講じるよう関東運輸局に対しあつせんする方向で調整することとされた。</p>
	2	東京	<p>トライアル雇用で求人申し込みを行い、採用者が決定したため、当該採用者に関する奨励金受給の手続きを進めようとしたところ、ハローワークから求人申し込みの際トライアル雇用であるとの申出(口頭)がなかったので支給対象とすることはできないと言われた。トライアル雇用で申し込んだという認識であり給付金を支給してほしい。</p>	<p>前回の推進会議の審議結果を踏まえ、当局が行った指摘に対し、東京労働局では、管内17ハローワークにおけるトライアル雇用求人受理時の事業主に対する意思確認の方法を調査し、その結果を踏まえ、管内ハローワークに意思確認については、「書面等」による確認を徹底するよう指示が行われた旨を推進会議で説明した。その説明を受け、今後、その改善が図られたかどうかを確認し、次回推進会議で報告することとされた。</p>
	3	群馬	<p>現在、放送大学を休学しているが、復学の準備のため同大学群馬学習センター図書館を通じ放送大学付属図書館(千葉市)にある本の貸出を依頼したが、同大学の図書館利用細則により休学中の学生には貸出しはできず、閲覧も受けられないと言われた。休学中でも勉強したい学生はいることから休学中の学生にも貸出と閲覧ができるようにしてほしい。</p>	<p>前回の推進会議の審議結果を踏まえ、放送大学では、全学的に検討した結果として休学生に対する図書の本の貸出は行わないと決定したことから、この決定を尊重することで審議終了とすることとされた。</p>

	No.	局所	苦情内容等	検討結果
苦情	4	千葉	<p>高年齢者雇用開発特別奨励金の受給を見込んで千葉公共職業安定所の紹介で69歳の求職者を採用し、採用後に奨励金の受給申請を行ったところ、千葉労働局から当該採用者は、採用日において他の事業所と週20時間以上の雇用関係があったため支給対象とならないと言われた。</p> <p>公共職業安定所は、求職者を紹介する際、他の事業所との雇用関係等奨励金の不支給理由に該当するものがないか事業主に知らせてほしい。</p>	<p>前回の推進会議の審議結果を受けて、当局が千葉労働局に本制度の概要を聴取したところ、事業者が65歳以上の求職者を採用し奨励金の申請を行っても、採用時に事業者が奨励金の支給対象者かどうか確認できないため、結果として奨励金が受給できないという事態が生じる状況となっていた。</p> <p>このため、求職申込時に口頭で他の事業所との雇用関係を確認するなどの運用を行うことで制度の改善が図れるか、また、他に改善の方法があるのか等、その方策について千葉労働局と調整を進めることとされた。</p>
	5	新潟	<p>新潟県公安委員会では、猟銃の所持許可の更新に必要な技能講習を行うため群馬県の射撃場と契約しているが、多くの交通費と時間を要するため、居住地に近い長野県の射撃場での技能講習が行えるようにしてほしい。</p> <p>更に、猟銃の所有者が、最寄りの都道府県公安委員会が指定した射撃場であればどこでも技能講習を行えるようにしてほしい。</p>	<p>前回の推進会議の審議結果を受け、当局が管内1都9県の猟友会に対し、近隣県の射撃場を技能講習会場として指定することに関する要望を調査したところ、7都県で要望があったこと、また、複数の警察本部では、要望があれば近隣県の射撃場を技能講習の会場として指定すること検討したいとしていることから、これらの調査結果を当局管内の関係機関に対し、今後の業務の参考としてもらう方向で調整することとされた。</p>
	6	茨城	<p>新築建物について、平成24年3月に水戸地方法務局つくば出張所で表題登記を行った後、同年4月3日に同出張所で所有権保存登記をしようとしたところ、同年4月1日に所有権保存登記の登録免許税に係る新築建築物課税標準価格認定基準表が大幅に改定されていることがわかった。</p> <p>3月から4月にかけて何度もつくば出張所に出向いたが、改定があったことについての周知はまったくされていなかった。</p> <p>課税標準価格を改定する際は、事前に周知を徹底してほしい。</p>	<p>前回の推進会議の審議結果を踏まえ、当局が平成24年4月1日の課税標準価格改定時における水戸地方法務局の管内支所・出張所への周知に係る指示状況について調査したところ、特に不適切であったとは認められなかったことから、同局つくば出張所での周知が不適切であったことが明らかとなった。</p> <p>その結果、水戸地方法務局に対し、改めて管内支所・出張所への周知を徹底するよう、茨城行政評価事務所からあっせんする方向で調整することとされた。</p>
意見	7	山梨	<p>山梨県では、道路上に周囲から樹木の枝が張り出したまま放置されている場所がよくあり、これを避けようとして車が中央線を越えるなどの危険な状況もみられる。</p> <p>このような場所が放置されている原因の一つとして国等の道路管理者が所有者の許可を得なければ樹木の伐採等の対応ができないことが考えられる。</p> <p>交通安全上危険を防止するために特に必要があると道路管理者が判断した場合は、所有者の許可を得ずとも伐採等が行えるよう何らかの処理基準を示すことが必要ではないか。</p>	<p>前回の推進会議の審議結果を踏まえ、山梨行政評価事務所において、県内関係機関と協議した結果、道路構造令第12条に定める建築限界内に入り込んだ樹木の枝等は、道路法第44条により適宜伐採できるものとの判断に至ったことから、改めて判断基準を作成する必要性は薄いとの結論であった。</p> <p>しかし、今後も県内行政相談委員から情報収集を行うなどし、道路安全上危険な個所があった場合には早急な対応ができるよう国、県等関係機関と連携を図ることとされた。</p>